

ばらの生産（調達）育成業務（その1）委託契約に係る評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容		60.0
(1) 生産（調達）計画	生産（調達）計画は適切なものとなっているか。 納品本数の確保が適切に行われる計画になっているか。	20.0
(2) 育成	育成方法は適切なものとなっているか。	20.0
(3) 専門性	専門技術・知見に基づく提案となっているか。	10.0
(4) 実施手順	生産（調達）→育成→納品まで、業務の実施手順は適切か。	10.0
2 業務の実施体制		30.0
(1) 業務実績	当該業務を遂行するのに必要な知識や経験を有しているか。	10.0
(2) 業務遂行力	業務実施に必要な体制を構築し、適切な人員配置がなされているか。	10.0
(3) 業務理解度	当該業務についての目的・条件・内容を理解した提案となっているか。	10.0
3 その他		10.0
(1) 業務コストの妥当性	業務提案内容などと照らし合わせて、参考見積の金額は妥当か。	5.0
(2) ばら文化の普及	ばら文化の普及に事業者として取り組んでいるか。	5.0
合計		100.0

評価の方法

- 1 審査は、ばら苗生産（調達）育成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で行う。
- 2 審査方法は、企画提案書等の書類についてあらかじめ定めた評価項目及び評価基準に基づいて行う。
- 3 評価委員会による評価点の合計が全体の60%以上の場合に特定する。
- 4 評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者を特定する。